



石見町・日吉町まちづくり通信

【第29号】
令和4年4月春号

発行
倉敷駅周辺開発
事務所
434-8671

新年度のご挨拶 所長 尾形 裕之

平素より土地区画整理事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年度は、審議会委員の改選により、新たに第四期の委員が決まりました。委員の皆様、どうぞよろしくお願いたします。また、第三期の委員の皆様には、長年、区画整理事業の推進にご貢献いただき、心から感謝申し上げます。

さて、この度の定期人事異動により、職員の転入転出がございました。今後も地域の皆様と力を合わせ、引き続き新しいまちづくりに向けて、全力で取り組んでまいりますので何卒よろしくお願い申し上げます。

令和4年度 職員の紹介

所長 尾形 裕之	副参事 西山 修平
課長主幹 中上 唯志	○課長主幹 富山 典子
課長主幹 光枝 稚夫	課長主幹 谷内 徳和
○課長主幹 沖 隆行	主幹 洪川 新吾
主幹 三竿 佳彦	○主幹 中桐 篤志
主幹 岸本 浩昌	○主幹 大河原章正
主幹 中西一太郎	○主任 西井 康浩
主任 練尾 寿則	主任 渡谷 宗史
主任 福島 範洋	主任 於東 欽次
主任 田邊 裕介	○主任 森 知孝
副主任 高橋 幸	○技師 池田 昌司
会計年度任用職員 榎野 精一	会計年度任用職員 鳩 泰正
会計年度任用職員 岡本 早織	(○は転入者)

転出者 (転出先)

副参事 吉田 成太郎	(用地室副参事)
課長主幹 塩津 功市	(鉄道高架推進室長)
課長主幹 中村 英紀	(街路課長代理)
主幹 藤原 孝行	(公有財産活用室主幹)
主任 寒川 茂高	(真備支所建設課主任)
主任 赤瀬川 美由紀	(教育施設課主任)
主任 河田 巧	(退職)
会計年度任用職員 渡辺 裕二	(退職)

審議会委員が決まりました

令和4年3月23日付けで、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会委員は次の9名の方に決まりました。任期は令和9年3月22日までの5年間です。(敬称略)

(宅地の所有権を有する委員 届出順・定数 7名)

- 小野 質 (おの ただし)
- 林 篤司 (はやし とくじ)
- 荻野 安弘 (おぎの やすひろ)
- 江口 元朗 (えぐち もとお)
- 中根 公郎 (なかね きみお)
- 柏尾 惇二 (かしお じゅんじ)
- 森山 徹 (もりやま とおる)

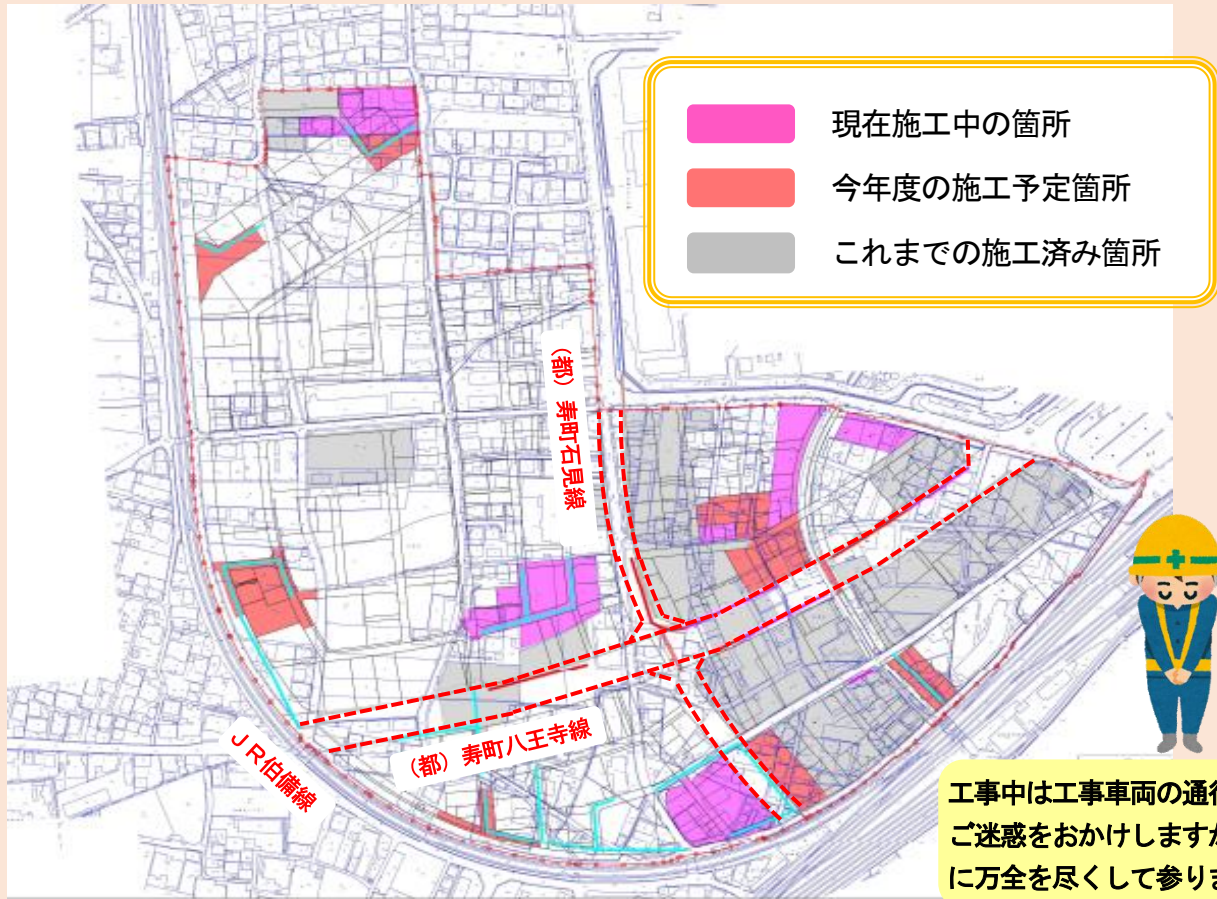
(宅地の借地権を有する委員 定数 1名)

立候補者がなかったため欠員とします。

(学識経験委員 定数 2名)

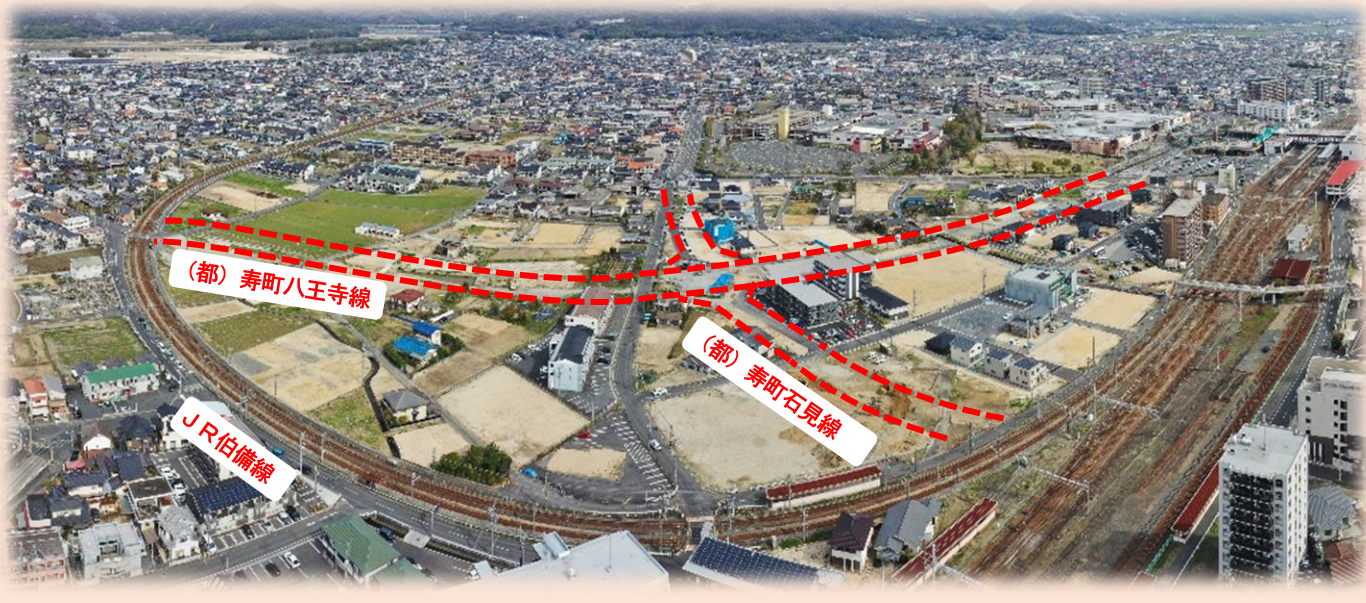
- 岸本 安正 (きしもと やすまさ)
- 西野 淑子 (にし の よしこ)

令和4年度の工事予定



工事中は工事車両の通行や騒音等でご迷惑をおかけしますが、安全対策に万全を尽くして参ります。

空撮写真 (令和4年4月1日時点)



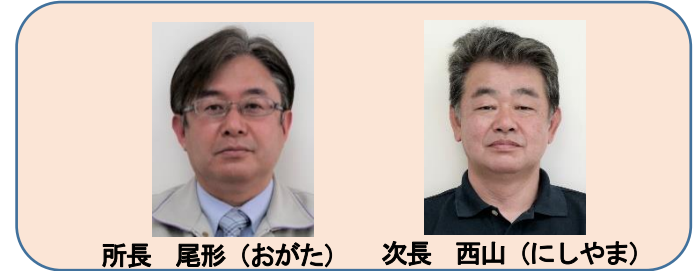
編集後記

全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の高止まり状況が続き、リバウンドの兆候が出始めています。当事務所におきましても、こまめな換気を実施するなど、感染防止に努めております。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

倉敷駅周辺開発事務所ホームページアドレス <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kuraeki/>

事務所職員の紹介

本年度の班体制が決まりました。この表の1班2班の職員が担当として対応をさせていただきます(◎が班長です)。分からないことがありましたら、何でもお尋ねください。



所長 尾形 (おがた) 次長 西山 (にしやま)



中上 (なかがみ) 富山 (とみやま) 光枝 (みつえだ) 谷内 (たにうち)

1班



◎三竿 (みさお) 岸本 (きしもと) 大河原 (おおがわら) 渡谷 (わただに)

2班



◎中西 (なかにし) 西井 (にしい) 鳩 (はと)

土木班



渋川 (しぶかわ) 中桐 (なかぎり) 練尾 (ねりお) 森 (もり) 田邊 (たなべ) 池田 (いけだ)

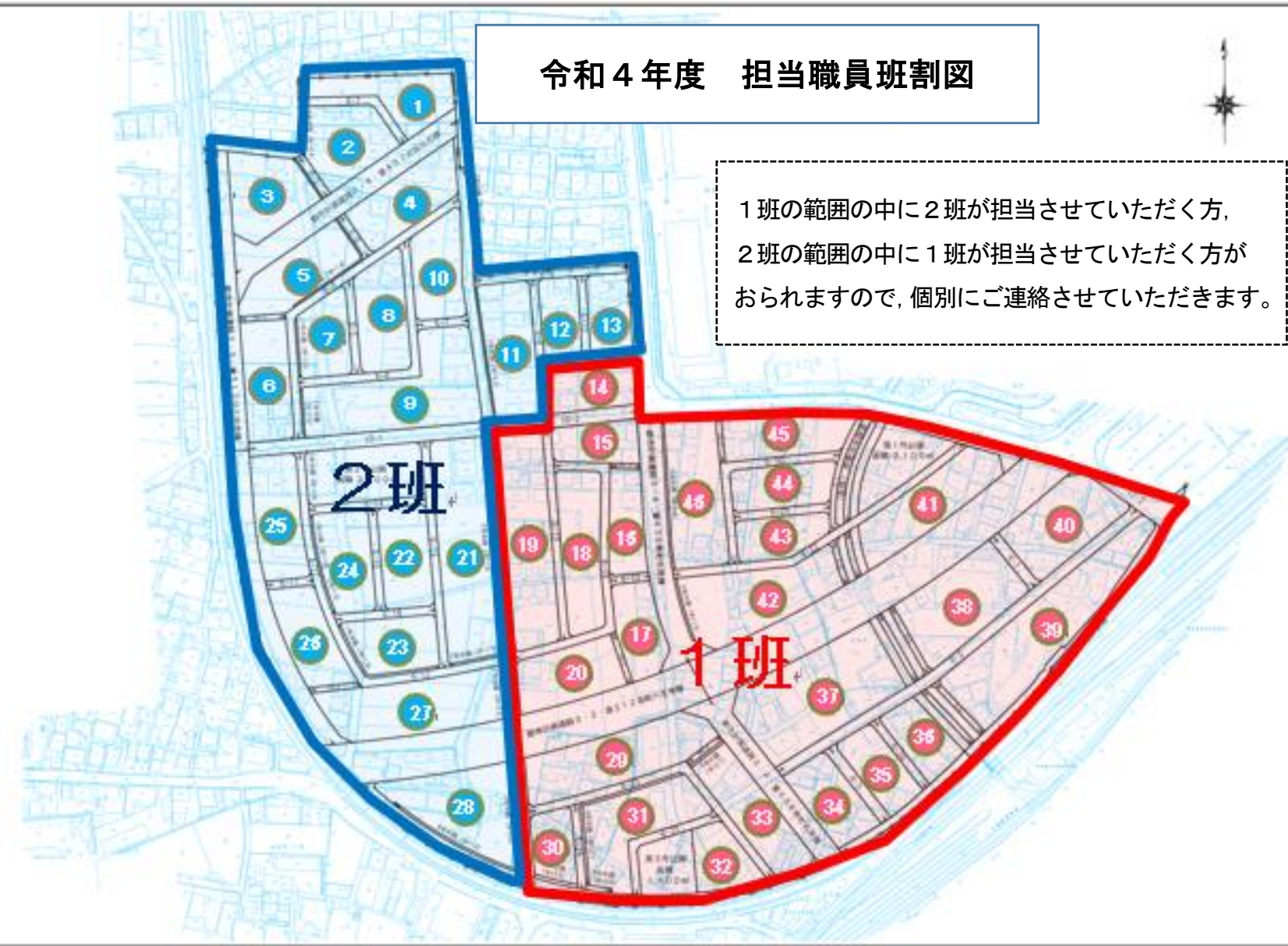
補償班



福島 (ふくしま) 於東 (おどう) 高橋 (たかはし) 榎野 (まきの)

令和4年度 担当職員班割図

1班の範囲の中に2班が担当させていただく方、2班の範囲の中に1班が担当させていただく方がおられますので、個別にご連絡させていただきます。



土地区画整理事業に関する用語集

使用収益の開始

使用収益の開始とは、土地区画整理事業において建築や工作等を設置して土地を使用したり、それによって利益を得る行為を開始することをいいます。

仮換地での使用収益が可能になると、同時に従前の土地については使用収益が不能になります。

76条許可申請

仮換地での使用収益が開始になってから、換地処分の公告がなされるまでの間、仮換地に建築及び工作物の新設・増築・改築、土地の形質変更、移動の容易でない物件を設置する場合には、土地区画整理法第76条第1項の規定による許可申請が必要です。

第二地区区画整理事業区域内におきましては、この許可の申請窓口は倉敷駅周辺開発事務所となっております。

申請書は、当事務所で直接受け取っていただくほか、ホームページからダウンロードしていただくこともできます。

